

触法行為（犯罪行為を含む）をした者で再犯のおそれがあり、特別な処遇と治療を行う必要があると認められる者に対する保安処分としての治療監護処分があり、被処分者に対する適切な保護と治療を行うことで、再犯を防止し、社会復帰を促進することを目的とした治療監護所が全国に1か所公州市に設置されている。

治療監護処分の手続と執行方法については、治療監護法（2005年8月4日法律第7655号、最終改正2014年1月7日法律第12196号）が定める。

治療監護所への収容と処遇・治療は、裁判所の判決に拠らなければならず、触法行為又は犯罪行為を行った者が治療監護が必要と思料される場合、検察官が裁判所に対し、治療監護請求を行うことができる。対象となるのは、以下の者である。

- 1 心神喪失により罰することができず、又は心神耗弱により刑が減輕される心身障害者で禁錮以上の刑にあたる罪を犯した者（1号対象者）
- 2 麻薬・向精神薬・大麻その他を乱用し、又は害毒を及ぼすおそれがある物質又はアルコールを施用・摂取・吸入・喫煙又は注入する習癖があり、若しくはそれに常用している者で禁錮以上の刑に当たる罪を犯した者
- 3 小児性嗜好症（小児性愛）、性的加虐症等の性癖がある精神的障害として禁錮以上の刑に当たる性暴力犯罪を犯した者（3号対象者）

このうち3号対象者の性暴力犯罪者については、2008年6月13日の法改正により、「精神的障害者」（PsychoSexual Disorder）として、治療監護処分の対象に付け加えられることとなったものである。

治療監護処分は保安処分であるため、起訴前鑑定などに基づき、被疑者が心神喪失であり責任無能力であるとして不起訴処分とする場合にも検察官は処分の請求を行うことができるが（独立請求）、限定責任能力として被疑者を刑事訴追する場合にも、併せて治療監護請求を行うことができ

る（起訴併行請求）。後者の場合、裁判所は、刑事被告事件の判決と同時に言い渡さなければならない。従って、刑事被告人について有罪として刑を言い渡し、治療監護請求についても検察官の請求に理由があると認めるときは、治療監護処分を併せて宣告することになる（併科主義）。

治療監護処分の期間は、1号と3号対象者については15年以下、2号対象者は2年以下とされるが、2013年7月30日の改正により、殺人を犯した者については、1回2年以内計3回まで延長が認められることとなっている。

刑と治療監護処分が併科されている場合は、治療監護処分が先に執行され（処分先執行主義），治療監護処分の執行期間は刑の執行期間に含まれるため、その分だけ刑の執行期間が短縮される。

治療監護所からの退所には、仮終了と終了、治療委託があり、いずれも裁判官、検察官、弁護士、医師等から成る治療監護審議委員会が決定を行う。委員会は、治療監護処分の執行後6箇月毎に仮終了又は終了の可否を審査・決定しなければならない。治療監護処分対象者とその法定代理人にも治療監護終了の審査請求権がある。

仮終了又は治療委託となった場合、社会において3年間、保安処分としての保護観察が行われる。仮終了又は治療委託となった後6箇月毎に終了の可否を審査・決定しなければならない。

なお、仮終了又は終了となった場合で、懲役又は禁錮が併科されている者については、刑務所に移送され、残刑期間、刑の執行が行われる。

さらに、従来、治療監護処分は、韓国で唯一、公州に置かれている治療監護所でのみ執行されてきたが、2013年7月30日の法改正により、国が設立・運営する国立精神医療機関で法務部長官が指定する機関においても実施が可能となった（2015年1月末施行予定）。

2. 訪問及び聞き取り調査結果

各施設への訪問と聞き取り調査の結果は、以下の通りである。

①ソウル南部刑務所



1 施設の概要

ソウル矯正管区（地方矯正庁）内に所在する緩和警備等級(S2)の刑務所である。以前は永登浦刑務所という名称で知られた刑務所であったが、2011年、現在の名称に改められ、同年、現在地に移転した。収容対象は以下の通りである。

- ・緩和警備等級(S2)対象受刑者
- ・職業訓練対象者
- ・無期受刑者中15年以上刑の執行を受けた者
- ・刑期10年以上の受刑者で残刑期間が7年以下の者
- ・労役場留置者

2 職員

職員定員405名であるが、現員は403名である（欠員2名）。医師は5名で、全て常勤であるが、1名は兵役の者である。精神科医は非常勤であり、週2回診察に来ている。

民間ボランティアとして、教化委員37名、宗教委員67名、就業委員22名が登録されている。

3 収容状況

収容定員は1,100名で、訪問調査時の収容人員は1,132名（収容率102.9%）である。うち、既決（受刑者）は975名で、未決が157名である。

無期受刑者26名、刑期10年以上の長期受刑者

54名、強行犯（暴力事犯）受刑者355名、薬物関連受刑者267名を収容している。

舎房は、共同室が221室、単独室が327室ある。保護室は6室ある。

刑務作業の工場が10工場あり、計363名が就業している。

4 処遇

(1) 職業訓練

建築施工、プラスティック窓戸、応用旋盤、点訳、広告デザイン、建築塗装、食品調理、縫製（洋服）など8種類の職業訓練（定員計170名）を実施している。

(2) 賭博依存治療プログラム

賭博依存（好癖）のある受刑者に対し、職員及び外部講師による賭博依存治療プログラムを実施している。

(3) 薬物依存リハビリ教育プログラム

薬物受刑者で初犯と2犯目の者に対し、韓国麻薬撲滅運動本部の講師等による1回7名を対象としたリハビリ教育を実施している。

(4) 回復的プログラム

家族面会や家族出会いの家（刑務所に設置されている家族面会用の施設）での特別面会、帰休制などを通じて家族との関係維持・回復に努めている。2013年の家族出会いの家の面会対象者は14名、帰休対象者25名、社会奉仕活動56名であった。

また、人間としての資質や態度等を回復させるための人性教育として、感受性訓練、心理治療、集団相談、道徳性回復等の教育を行っている。2013年の対象者は71名。

5 性犯罪者矯正心理治療センター

(1) 開設の経緯

韓国法務省は、性犯罪者の処遇拠点として矯正

心理センターを全国 5箇所に設置することを計画しており、現在までに、ソウル南部、浦項（2013年1月開設）、清州（2013年5月開設）、群山（2013年11月開設）の4箇所のセンターが開設されている。

ソウル南部刑務所のセンターは、国内初の矯正心理治療センターとして2011年10月に開設されている。

（2）目的

センターは、性犯罪受刑者のうち再犯のハイリスク群に対し再犯防止教育を実施するとともに、治療プログラムの開発や性犯罪の特性に関する研究を行うことを目的としている。

（3）職員体制

13名の職員のうち5名が臨床心理士、6名が相談心理士、1名が社会福祉士の資格を有している。また、諮問委員として、大学教授5名、相談心理や臨床心理の専門家5名、宗教関係者4名、芸術家1名を委嘱している。

（4）対象

処遇対象は、以下の受刑者である

- ・13歳未満の児童又は障害者を対象とした性犯罪を犯した受刑者で、再犯の危険性が高い者
- ・100時間以上の性暴力治療命令（児童・青少年の性保護に関する法律又は性暴力犯罪の処罰等に関する法律に基づき裁判所が命ずるもの）を受けた者

処遇に受刑者の同意は必要ない。

（5）処遇プログラムの内容

性犯罪者に対する処遇プログラムは、基本教育、集中教育、深化教育の3段階がある。

基本教育（100時間）

全ての性犯罪受刑者と100時間未満の性暴力治療命令を受けた者を対象に、全国の刑務所において、女性家族部指定機関である性暴力教育専門職員が実施する。

集中教育（100時間）

児童や障害者を対象とした性犯罪を犯した者を対象に、全国11箇所の刑務所（安養、議政府、麗州、大邱、安東、昌原、公州、全州、順天、木浦の刑務所及び忠州拘置所）でセンターの専門職員が実施する。

深化教育（6箇月。300時間以上）

再犯のハイリスク群と100時間以上の性暴力治療命令を受けた者を対象に、全国4箇所の刑務所（ソウル南部、浦項、清州、群山）の性犯罪者矯正心理治療センターで専門職員が実施する。近い将来、実施施設をあと1箇所増える予定。

基本教育は各施設に入所直後の時点で行うのに対し、集中教育と深化教育は釈放前の1年以内に行う。プログラム終了後、残刑期間が3箇月以上ある場合には、元の施設に戻してから釈放するが、3箇月未満の場合は当施設から直接釈放する。

プログラムのアプローチは、Good Lives Modelと認知行動療法を基盤としている。投薬治療は行っていない。

1班10名、4班以内で班編成を行っている。各班に担当職員が2名（男女1名ずつ）付いている。

日課的には、週5日、1日5時間以内、課題実施は1日2時間以内で行っている。なお、矯正心理治療センターでのプログラム実施中は刑務作業を行わない。

プログラムの内容

科 目	内 容 ・ 目 的	週 の 時 間 数	全 体 の 時 間 数
心理治療	再犯防止	5	100
特性化	自己コントロール, 他人関係, 性の理解	2.5	20
共同体活動	自主的会議, 講義等	4	87
靈性訓練	各宗教的教育	2	40
特別活動	合唱, 文芸創作, 演劇, 瞑想	1.5	33
心理検査	事前・事後心理検査		8
個別面談	個人相談		4
個別課題	自叙伝, 他人関係等		28
計		15	320

心理検査

集中教育を行う刑務所で 100 時間の教育を履修した受刑者と、矯正心理治療センターの児童に対する性犯罪やハイリスク群の受刑者に対して心理検査を行い、再犯の危険性に関する評価を行う。

また、個人経歴、犯罪歴、心理評価等について深層面接を行い、必要に応じて臨床心理的な検査を行う。

さらに、処遇プログラムの効果を測定するために、プログラム前後で検査を行う。

(6) 実施状況

2013 年は 70 名（概数）に対しプログラムを実施している。

なお、性犯罪受刑者は電子監視装置装着命令が言い渡されている者が多い。

(7) 発達障害者への対応

基本的に障害者は矯正心理治療センターでの処遇対象外とされている。

そもそも、重い精神障害がある者は、治療監護所での治療監護処分の対象となることが多く、ソウル南部刑務所には治療監護処分が併科されている者もいない。せいぜい、軽い統合失調症の者がいる程度であり、自閉症の者もない。

しかし、センターでの処遇対象者に、軽度の知的障害者や統合失調症、うつ病の者は含まれているということである。但し、自閉症や ADHD の者が含まれているかどうかは不明とされる。

施設での説明によると、韓国では、未だ知的障害のない高機能広汎性発達障害（高機能 PDD）に対する理解が浸透しておらず、発達障害とは知的障害として理解されている。その知的障害のある受刑者も、当施設のような緩和警備等級（S2）の施設ではなく、一般警備等級（S3）の刑務所に多いのではないかということである。発達障害者については、刑務所ではなく、治療監護処分の対象になっているのではないかということであったが、後述するように、治療監護所にも発達障害者（と診断されている）収容者はいない。

なお、センターでは、知的障害のある受刑者については、個別面接でプログラムを補っているとのことであった。

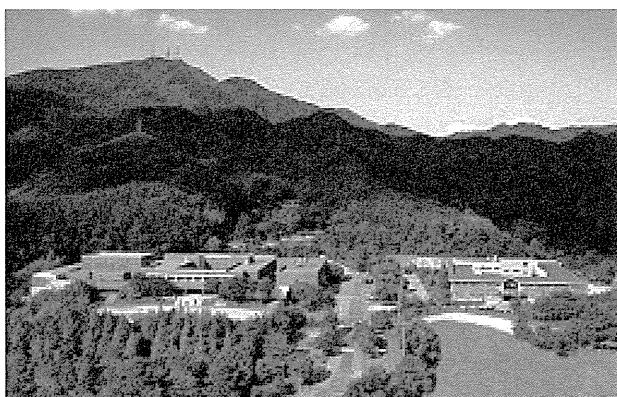
6 釈放

ソウル南部刑務所全体の仮釈放率は 30%から 35%程度と、韓国の平均値であるが、日本の 50%強よりはかなり低い。

また、現在、韓国の性犯罪者受刑者に対しては仮釈放が制限されているので、矯正心理治療センターでの処遇プログラムを受講しても、仮釈放となることはないとのことである。

釈放後の就労支援として、労働省の職員が指導を行っている。帰住先がない者は、本人が希望する場合、韓国法務保護福祉公団（旧・韓国更生保護公団の施設。日本の更生保護施設に相当）に入所することができる。

②大田少年院



1 施設の概要

大田少年院は、1998年にソウル少年院の大徳支部として設立されたが、2000年に大徳少年院に昇格している。2002年にはスポーツ少年院として体育専門中・高等学校を開校し、2007年には清州少年院等との機関統合が行われ、2011年に現在の大田少年院に名称が改められている。

現在は、医療的な処遇を必要とする少年を収容する医療少年院としては韓国唯一の施設である。

2 職員

職員定員 78 名に対し、現員 76 名（2 名欠員）である。うち、54 名が保護職員、医務職員 9 名、食品衛生担当 1 名、機能職 12 名である。但し、医師のうち精神科医は非常勤で、週 2 回の勤務である。

3 収容対象と収容状況

大田少年院は、以下の少年を収容対象としている。

- ・家庭裁判所により少年法上の保護処分たる医療処分（7号処分。病院、療養所又は少年医療保護施設に委託）を受けた少年並びに短期（9号処分）及び長期少年院送致の処分（10号処分）を受けた少年のうち医療処遇が必要とされた者。
- ・家庭裁判所により少年法上の 1 箇月以内の少年院送致を受けた者（8号処分）（以下、特別短

期少年院送致少年と呼ぶ）。

- ・少年鑑別（分類審査）、相談調査、代案教育等、非行予防教育及び非行現員の診断を行う少年

収容定員は 200 名で、訪問調査時の現員は 189 名（うち女子少年 5 名）であった。うち 50 名が医療的処遇の対象少年（7号、9号、10号）であり、特別短期少年院送致少年（8号）が 117 名である。従って、少年の数から言えば、医療少年院というより、むしろ特別短期少年院としての性格の方が強いとも言える。

非行の内容では、窃盗、強盗、暴力事犯、性暴力が多く、片親家庭の少年が半数を占めている。

4 医療的処遇（治療・リハビリ教育）

(1) 対象少年

医療的処遇の対象となるのは、7号、9号、10号の各保護処分少年である。障害や疾患の内容は、以下の通りである。

- ・精神障害者（てんかんを含む）
- ・薬物依存の程度が深刻であり、薬物関連の非行により起訴猶予又は少年院送致等の処分歴が 3 回以上ある少年
- ・発達障害が深刻であり、又は精神科医により知的障害（精神遅滞）の診断を受けた少年
- ・通常の教育活動が困難な身体障害者及び定期的治療が必要な身体疾患のある少年

(2) 処遇内容

教育機関は、医療処分（7号処分）と短期少年院送致（9号処分）で 6 箇月、長期少年院送致（10号処分）で 1 年 4 箇月となる。10 日間の準備教育の後、処分に応じて、5 箇月から 12 箇月の集中治療とリハビリ教育を行い、退院前に 10 日間の社会復帰教育を行う。

集中治療としては、支持的精神治療、集団治療、投薬治療等を行っている。

リハビリ教育では、医師の判定と、国語・算数

等の学力テストによる機能評価により、身体・薬物班、精神発達軽症班など 10～15 名から成る 3 (ないし 4) グループに分けて行う。内容は、以下の通りである。

医療的処遇内容

医療・保健	回診、投薬、保健教育、薬物教育
心理治療・人性教育	集団相談、健康舞踊、音楽治療、美術治療、作業療法、陶芸、パズル学習、視聴覚教育
特性化教育	学力検定試験、コンピュータ、漢字、読み書き、四則演算
その他	体育、学級活動等

5 特別短期少年院送致少年の処遇

8 号処分の少年に対する処遇は、開放的な短期集中の人性教育課程を行うことを目的とする。

教育は、4 週間に亘り、週単位でテーマ別に行っている。1 日 7 時限、1 人当たり 140 時間以上となる。

内容は、以下の通りである。

特別短期少年院送致少年の処遇内容

専門教育	26 時間	強盗・窃盗予防、暴力予防、性非行予防、交通安全等
体験活動	55 時間	社会奉仕活動、登山、性教育、想像の時間
集団相談	36 時間	進路相談、美術治療、人間関係訓練等
教養教育	41 時間	保護観察案内、礼儀作法、4 字熟語等

6 発達障害者への対応

医療的処遇の対象少年の障害・疾患について見ると、右表の通り、精神障害のある少年は全体の約半数であり、発達障害は 25% 程度を占めている。しかし、少年院の統計では、知的障害が発達障害に分類され、ADHD や行為障害が、うつ病や統合失

調症と同じ精神障害に分類されており、これが韓国（の矯正施設）における発達障害の捉え方を反映しているように思われる。

但し、精神障害の中のうつ病や統合失調症の少年は少数で、大半が行為障害又は行為障害 + ADHD であり、てんかん、チック症、表出性言語障害、選択性缄默症、気分障害の者もいるとされる。調査時に自閉症やアスペルガーの少年はいないとのことであったが、高機能自閉症(HFASD)に対する認識が十分でないようにも思われる。

処遇との関係では、知的障害のある少年の場合、認知行動療法が理解不足で上手くいかない場合があるとのことであった。

7 仮退院・退院

少年院から仮退院（韓国では一時退院と呼ばれる）ないし退院した後の帰住先の確保に苦労することは余りないとされる。家族が引受を拒否するといったような日本の少年院で見られる問題は韓国には見られず、むしろ監護能力のない親が強引に引き取ろうとする例が見られるとのことであった。

保護者がいない場合は、福祉施設等に帰住させている。韓国には、財団法人韓国少年保護協会という行き場のない少年を在会させ、教育や支援を行う民間団体があり、自立生活館という宿舎も全国に 8箇所あるため、こうした施設に送ることもできる。以前は、日本の更生保護施設に当たる、韓国法務保護福祉公団が運営する施設に送ることもあったが、当該施設は一般に成人が在会することが多いため、今はそうしたケースはないという。

医療的処遇対象少年の障害・疾患

障害・疾患	身体疾患	薬物依存	精神障害	発達障害	計
	等 B型肝炎、糖尿病、結核	有機溶剤・ガス等	D H D, 統合失調症等	行為障害、うつ病、A	
2007	15	3	25	18	61
2008	13	10	36	17	76
2009	8	9	59	28	104
2010	6	21	63	27	117
2011	3	28	68	34	133
2012	7	30	81	43	161
2013	0	15	38	17	70
総数	52	116	370	184	722

注 2013年は同年7月31日までの数。

③治療監護所



1. 施設の概要

治療監護処分を執行する保安処分施設として韓国に唯一設置されている施設である。忠清南道の広州市に所在する。

所長の下に、医務部、監護部、庶務課、診療審議委員会（施設の医師から構成され、監護処分の終了、仮終了決定の基礎となる医学的審査を定期的に行う）、薬物中毒リハビリセンターが置かれ、医療部の下に、一般精神科、社会精神科（リハビリ、ソーシャルワーカーによるフォローアップ、更生保護施設などに訪問）、特殊治療科、鑑定課、神経科、一般診療科（外来）、看護課、薬剤課、

それに2008年に設置された性犯罪者治療リハビリセンターがある。

病床数は1,200床であり、うち検査病棟50床、女子病棟100床（精神鑑定対象者用を含む）、一般病棟50床（アルコール依存病棟を含む）、薬物依存リハビリ病棟100床、性犯罪者治療リハビリ病棟300床となっている。

2. 職員

定員は359名である。2013年7月現在、医師20名（うち精神科医17名、神経科医1名、泌尿器科医師1名、歯科1名）、看護士86名、心理士10名、社会事業家4名である。

3. 収容状況

収容定員は1,000名で、訪問調査時の現員は1,177名（うち女性142名）とやや過剰収容の状態である。

治療監護所全体の障害・疾患別の収容状況については、施設で提供を受けることができなかつたため、公式統計によると、以下の通りとなっている。

障害・疾患別の収容人員

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
失調症	394	395	428	355	382	450
障害的	51	56	72	100	82	86
病躁鬱	60	67	58	64	42	54
人格障	13	14	17	52	33	38
かん	8	14	17	52	33	38
依存物	47	51	56	68	50	71
その他	113	126	181	223	334	294
計	686	723	824	887	948	1,021

資料 法務省『法務年鑑2013』

4. 分類審査

入所後 1 か月間、検査病棟に収容し、神経機能、放射線、脳波、臨床心理、臨床病理等各種の検査を行ったうえで精神科的状態、薬物依存の有無等に分類し、主治医と収容病棟を指定のうえ、治療方針と個別処遇計画を策定する。

5. 治療・処遇内容

治療及び処遇は、精神科的治療、特殊治療活動、リハビリ治療活動、施設連携活動から成る。

精神科的治療

精神分析的治療、支持的精神治療、認知行動療法、集団精神治療、家族精神治療、薬物療法のほか、対象者の症状が病的な人間関係による葛藤や環境に対する不適切な適応に由来する場合、対象を隔離のうえ、環境を再構成し、社会適用を促す環境療法を行う。

特殊治療活動

小集団(15 名程度)に編成し、音楽療法(ボーカル、楽器)、粘土細工、籠工芸、合唱、手織染色、陶磁器、日常生活療法、サイコドラマ、美術、舞踊、体育、レクリエーション、銀行遊びを、また大集団治療(50 名以上)として、治療的舞踊発表会、合唱大会、体育大会、写生大会、歌謡祭、演劇祭、映画上映、放送等を通じた音楽療法を行っている。

リハビリ治療

病識を高め、自らの症状を管理するための教育、AA による断酒教育、社会適用訓練(SST)を行うほか、症状が良好で、職業訓練が必要な者については、退所後の自立生活能力と就業能力養成のため、製菓製パン、洗濯、建築塗装、左官、PC 整備、ワープロ等の職業訓練を実施している。

施設連携活動

引受人がいない退所者(仮終了又は終了等)を

精神病院や社会復帰施設等に委託している。

さらに、韓国法務保護福祉公団や公団に属さない独立系の更生保護施設(タマン宣教会等)に帰住した退所者を訪問し、服薬指導等、事後的なフォローアップも行っている。

外来診療

このほか、退所者の中で希望者に対し、出所後 5 年間(10 年まで延長可)、精神疾患の病状改善及び再犯防止を目的として、無料で外来診療を行っている。

6. 精神鑑定

治療監護所は、警察、検察官、裁判所からの要請を受け、精神鑑定を実施している。精神鑑定の期間は平均 1箇月で、鑑定病棟に留置して行う。

現在、治療監護所では、韓国国内の刑事事件の精神鑑定の約 85%を担当している。

7. 薬物依存リハビリセンター

(1) 施設の概要

治療監護处分対象者のうち物質依存のある者に対し、治療とリハビリ教育を行うセンターとして、前身の薬物依存治療室に代わって、2004 年 1 月に開設された組織である。韓国語の名称は、薬物中毒リハビリセンター。

センター長(医師)を含め 35 名の職員によって運営されており、センター長以外の医師 1 名、看護士 8 名、看護助手 16 名、心理士 2 名等が配置されている。

(2) 対象者と処遇内容

アルコール依存者に対する断酒教育と薬物依存者に対する断薬教育がある。断薬教育は、診断と薬物弊害教育等からなる 1 週間以内の新入時教育に統いて、自己の反社会的行動パターンを気づかせ、自己の生活を変化させるための認知行動療法(マトリックス-K プログラム)、12 ステップ NA のプログラム、アンガーマネージメント

等から成る。さらに、その後は、断薬のための具体的行動計画の作成と各種の社会適応訓練を併行して行うリハビリ教育を 12 週間に亘って実施する。

8. 性犯罪者治療リハビリセンター

(1) 施設の概要

2008 年 12 月に設置された性犯罪者治療リハビリセンター（韓国語の名称は「人性治療リハビリセンター」）は、精神的障害者（PsychoSexual Disorder）（*）とされる性犯罪者に対する治療を行う国内唯一の治療機関である。

職員は 42 名で、精神科医 2 名、臨床心理士 2 名、看護士 12 名、看護助手 21 名、社会事業家 1 名が配置されている。

3 つの病棟があり、計 300 床（名定員）である。

(2) 対象者

センターの処遇対象は、性暴力犯罪による治療監護処分対象者のうち心神喪失により罰することができず、又は心神耗弱により刑が減輕された心身障害者で禁錮以上の刑にあたる罪を犯した者（1 号対象者）と、2008 年 6 月の治療監護法改正により治療監護処分の対象に付け加えられた、小児性嗜好症（小児性愛）や性的加虐症等の性癖がある精神的障害として禁錮以上の刑に当たる性暴力犯罪を犯した者（3 号対象者）のうち、治療監護施設で治療を受ける必要があり、再犯の危険性がある者である。対象となる性暴力犯罪は、強姦、準強姦、強制わいせつ、準強制わいせつ、強姦致死傷、強盗強姦等で、その範囲は治療監護法第 2 条の 2 に規定がある。

訪問調査時のセンター収容人員は 190 名で、うち 113 名が 1 号対象者であり、残り 77 名が 3 号対象者であった。

収容期間は、190 名中、1 年未満 88 名、2 年未満 37 名、3 年未満 24 名、4 年未満 22 名、5 年未満 3 名、10 年未満 15 名、10 年以上 1 名となっている。3 号対象者は、全員が 4 年未満となっており、4 年以上の者は全て 1 号対象者である。

190 名中、刑が併科されている者は 173 名で 91.1% を占める。

（*）性的倒錯障害（Paraphilia Disorder）を指すとされる。

(3) 処遇内容

センターでは認知行動療法や薬物治療を行っている。

治療監護所処分の対象となる性犯罪者の大半は他者への共感性が弱く、内省の深まりが難しいため、一般的な処遇アプローチに効果が期待できない。そこで、対象者の危険性に応じた治療範囲を決定し（Risk），犯罪誘発的欲求や動機と関連した要因に目標を設定し（Needs），対象者の一般的な特性及び特殊な特性を考慮している（Responsivity）。治療プログラムでは、Positive/Motivating Approach を基本とし、Good Lives Model による自発的選択と変化のための動機を認識することを重要な目標としている。

プログラムは、コア・プログラムと応用プログラムから成る。コア・プログラムは 8 名から 10 名のグループで実施し、応用プログラムは 3 名から 5 名で行っている。嫌悪療法、masturbatory reconditioning、アンガー・マネジメント、リラプス・プリベンション、サイコドラマ、シネマセラピー等を行っている。

また、リハビリ治療として、美術治療、断酒教育、瞑想、日常生活訓練、基礎学習能力訓練、衛生教育、精神保健教育、集団活動のほか、製菓製パン、洗濯等の職業訓練を実施している。

(4) 性衝動抑制薬物治療

韓国では、2010 年 7 月（施行 2011 年 7 月）に制定された性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律に基づき、裁判所の判決又は治療監護審議委員会の決定によって性衝動を抑制する薬物治療を科すことができるが（2013 年末までに裁判所判決 3 名、治療監護審議委員会決定 3 名），これとは別に、治療監護所に収容されている性犯罪

者のうち本人が性衝動を抑える薬物治療を希望した者に対し、黄体形成ホルモン放出ホルモン誘導体リュープリン(Leuprolide Acetate)を投与する治療を行っている（月1回、3箇月又は6箇月）。

2011年4月25日から訪問調査時点までに38人に投与を実施した。うち小児性愛者が40%、性的倒錯障害者が42%で、平均年齢は33歳（17歳～57歳）である。

効果としては、男性ホルモンであるテストステロンの著しい低下が見られたという。しかし、近時公表された治療監護所における任意の治療対象者9名と非治療群13名の比較効果研究によれば、未だ結論を一般化することはできないしながらも、対象者の改善のためには、薬物治療だけではなく、認知行動療法等の精神医学的介入を並行して行う必要があるとしている。

(5) 発達障害者への対応

治療監護所全体での発達障害の有無については回答が得られず、性犯罪者の性犯罪者治療リハビリセンターにおける障害や疾患についての内訳のみ示すと、以下のようになる。

性犯罪者の障害内容

	1号 対象者	3号 対象者	計
小児性愛	3	36	39
窃視症	0	2	2
露出症	0	4	4
性的倒錯障害	4	16	20
精神性的障害(*)	4	10	14
衝動制御障害	3	2	5
人格障害	5	1	6
統合失調症	10	2	12
アルコール依存	10	2	12
知的障害	20	3	23
情動障害	10	0	10
その他(+)	8	0	8
計	113	77	190

(*)サディズム、性的嗜好障害等

(+)器質性・非器質性精神障害、てんかん

性犯罪者を対象とする3号対象者に性関連の障害が多いのは当然として、1号対象者は、統合失調症のほか、知的障害や情動障害がかなり含まれている。

また、センターでの処遇対象者の中に発達障害のある者はいるかとの問い合わせに対しては、知的障害が23名（1号対象者20名、3号対象者3名）という回答であった。その内訳は、知的障害（のみ？）10名、小児性愛4名、精神性的障害3名、非器質性精神障害1名、双極性情動障害3名、人格障害2名であるという。自閉症やアスペルガー等の発達障害と診断されている者はおらず、当施設においても知的障害を発達障害と捉える傾向が看取される。

従って、発達障害のある対象者に対する特別な処遇も、基本的には知的障害のある対象者への対応ということになる。知的障害のある対象者が心理治療プログラムを消化することが難しい場合、知的障害班に編成し、個別に心理治療を行っているという。なお、韓国法務省では、2012年に、知的障害のある性犯罪者に対する心理治療マニュアルを作成している。

(6) 退所

一般に、対象者と家族との関係は良好であるものの、家族から本人への支援が弱い傾向がある。家族と連絡ができない対象者も、3つある病棟（各60名から70名前後）に1～2名程度見られる。さらに、経済的な理由のほか、対象者の暴力や度重なる犯罪により家族が負担に感じ、引受を拒否するケースが時々見られる。

また、対象者が犯した犯罪の被害者が親族であるケースは、現員190名中14名であり、被害者の内訳は娘11名、姪1名、義妹1名、母1名となっている。こうした被害者との関係が引受の可否に影響を与えていた可能性がある。

退所後の帰住先については、センター開設以来、訪問調査時までに8名が退所しているが、このう

ち家族の元に帰住した者が 6 名、一般病院への入院が 2 名となっている。

治療監護審議委員会に治療監護の（仮）終了等の審議を行った者は 190 名中 43 名であるとされるが、これが対象者からの申請によるものかどうかは確認することができなかった。

なお、現在の対象者中、仮終了となって一旦退所したもの、仮終了が取り消され、再収容された者が 6 名おり、取消事由としては、再犯が 4 名、電子監視装置毀損（電子監視装置装着命令を裁判所から受けた者）が 1 名、状態不安定が 1 名となっている。

(7) 処遇の効果

今まで、センター心理治療プログラムを受講した後、退所し（刑の執行も終え）た者がいないため、処遇の効果を客観的に評価するには時期尚早ということであった。

但し、処遇や治療に対する効果検証として、性犯罪誘発動的要因に関する評価を、W. L. Marshall 等が開発した Therapist Rating Scale-II: TRS-II を用いて年 2 回実施しているほか、自己報告検査を並行して実施している。それによると、TRS-II の点数が僅かずつ改善している傾向が見られるという。

9. その他

治療監護所の被収容者が施設での処遇や治療の内容に不服がある場合、処遇規則に従い、所長又は法務大臣に対し請願することができるほか、国家人権委員会又は関係機関に対し陳情を行うことができる。

④群山刑務所



1 施設の概要

群山刑務所は、光州矯正管区に所在する緩和警備等級(S2)の刑務所であり、収容対象は以下の通りである。

- ・緩和警備等級(S2)受刑者
- ・全州地方裁判所群山支部管内被疑者及び第 1 審被告人（拘置所）
- ・最高裁判所（大法院）上告被告人
- ・韓米行政協定(SOFA)関連受刑者
- ・身体障害職業訓練対象受刑者

2 職員

職員定員 273 名に対し、現員 271 名（2 名欠員）である。

また、民間ボランティアとして、教化委員 59 名、宗教委員 28 名、就業委員 14 名、教育委員 6 名、医療委員 5 名が登録されている。

3 収容状況

収容定員は 790 名で、訪問調査時の収容人員は 698 名（収容率 88.4%）である。男子刑務所であるが、女性も 25 名収容されている。うち、既決（受刑者）は 541 名で、未決が 157 名である。

また、無期受刑者 66 名、組織的暴力犯罪受刑者 27 名、薬物受刑者 28 名、外国人受刑者 12 名、公安関係受刑者 3 名を収容している。

舍房は、共同室が 130 室、単独室が 70 室ある。

4 性犯罪者に対する処遇

訪問調査時は、

- ・性暴力治療プログラム履修命令を併科された者
- ・性暴力犯罪の一般受刑者

を対象に 20 日間で 100 時間の性犯罪者処遇プログラム（基本教育）を実施するに止まっていた。訪問調査時、13 名が受講中であった。

しかし、韓国法務省の発表によると、その後の 2013 年 11 月、ソウル南部刑務所、浦項刑務所、清州刑務所に続き、韓国 4 番目の性犯罪者矯正心理治療センターが群山刑務所にも開設されたため、現在は、基本教育のみならず、矯正管区内の刑務所から対象者を集め性犯罪者を対象とした深化教育を実施しているものと思われる。

5 精神保健センター

(1) 概要

精神疾患を有する受刑者のうち特別な処遇が必要な者を管区内の各施設から集めて治療及び処遇を行う施設として 2012 年 11 月に開設したので、韓国法務省が設置を進める精神保健センター第 1 号として設置された。

なお、その後、2013 年 11 月に大邱矯正管区の晋州刑務所、12 月にソウル矯正管区の議政府刑務所にも、それぞれ精神保健センターが設置されている。

(2) 職員

職員構成は、センター長（医師）1 名（非常勤）、看護士 1 名（常勤）、臨床心理士 1 名（常勤）、社会福祉士 1 名（常勤）である。

(3) 対象者

光州矯正管区に所在する 8 か所の刑務所に収容されている精神障害受刑者のうち精神障害があり、特別な処遇が必要な者を、各施設が選定した候補者の中から当センターの職員（臨床心理士及びソーシャルワーカー）が面接のうえ対象者を決定している。もっとも、これはセンター発足当初の運用であり、次年度以降、各刑務所で対象者

の調査・選定が行われる予定であるという。1 期の定員は 30 名である

触法性の精神障害者に対する刑事関連施設として治療監護所があるが、これは裁判所によって治療監護処分という保安処分を言い渡された精神障害者を収容して、治療及び処遇を行う施設である。しかも、対象者は、心神喪失により刑を科すことができないか、心神耗弱により刑が減輕されていること等に加え、再犯の危険性と治療の必要性があることなどの要件を充足する者に限られる。

これに対し、精神保健センターは、刑務所に付設された施設であるから、基本的に責任能力が認められ、刑罰が科された者のうち精神障害がある受刑者が対象となる。犯行時に精神障害があっても限定責任能力が認められた心神耗弱者は治療監護処分と刑罰を併科されることがあり得るが、そうした者が同刑務所のセンターの処遇対象になることは可能性として少なく、センター発足からまだ間もない調査時には、一人もこうした者はいないとのことであった。

さらに、センターでの処遇期間は 1 年であるため、残刑期が 1 年以上ある者しか対象とならない。

センターへの移送や処遇に受刑者本人の同意は必要ないが、受刑者がセンターへの移送と処遇を拒否する場合、プログラムの意義などを説明して理解を得るようにしている。30 名中 10 名程度が拒否した者だという。

(4) プログラム

プログラム期間は 1 年であり、基本教育、集中教育、深化教育、事後管理過程の 4 期から成る。最初の 2 箇月は個人面談で行い、認知行動療法により社会復帰に向けた認知の変容を目指す。その後、集団治療を 2 グループに分けて 3 箇月間行う。音楽、美術、茶道、書道、レクリエーション等も行っている。

懲役受刑者に義務付けられている刑務作業は行わない。そのため、刑務作業従事者に支給され

る作業賞与金がないため、不満に思う受刑者もいるとのことである。

訪問調査時は、まだ第1期生に対するプログラムが行われている途中であったため、修了者はおらず、釈放者もない。従って、プログラムの評価や再犯等に関する調査も行われていない。

(5) 発達障害者への対応

センターにてプログラムを受けている受刑者は一般にIQと学歴が低く、片親など家庭環境が良くない者が多い。

残刑期は1年以上あることが条件であるが、刑期が10年以上ある者が半数程度を占め（殺人や性犯罪が多い）、うち20年以上の者も5名、無期も1名いる。刑期のうちのどの時点でセンターに移送し、プログラムを実施するかという点については、未だ充分に検討していない。

一般警備刑務所(S3)から移送された受刑者が最も多く、重警備刑務所(S4)の受刑者もいる。

障害の内訳は、以下の通りである(DSM-IVに従って診断)。

受刑者の障害内容

障害内容	該当者
うつ	15名
統合失調症	6名
人格障害(PD)	4-5名
睡眠障害	3名
不安障害	2名
衝動障害(ADHDに近い)	1名

衝動障害の中にADHDに近い者が、また人格障害の中に反社会性人格障害の者がいるとのことであった。しかし、自閉症など広汎性発達障害の受刑者はいない。センター長によれば、韓国では発達障害の子供を対象とした特別支援学校がある。自閉症の人が犯罪を犯すことは少なく、犯罪を犯したとしても、起訴猶予したうえで治療機関

に委ねるなど刑事的な対応を取ることが多いのではないかということであった。

また、成人に対しPDDという診断は韓国では余り行われていないという。

D. 考察

1. 韓国における発達障害の概念

韓国の少年院では行為障害や行動障害とADHDの重複障害の少年が多く見られたものの、統計上はそれを発達障害には分類せず、統合失調症等と同じ精神障害として計上し、知的障害の少年を発達障害として集計していることからも、発達障害や知的障害のない高機能の広汎性発達障害に対する捉え方が韓国と我が国とではだいぶ異なるように思われる。訪問調査を行った刑務所や保安処分施設においても、知的障害者以外の発達障害の収容者はいないという回答であったが、これも同様の問題が背景にあるものと思われ、しかもこれは単に韓国の矯正施設に限らず、韓国における医学や臨床心理実務全体を反映しているように感じられる。

しかし、今回の訪問調査においても、自閉症など発達障害者らしき収容者が見られたことから、実際には韓国の矯正施設にも広汎性発達障害のある犯罪者や触法者が一定数収容されていることは確かなようと思われ、そうした収容者に対しては各施設で個別に対応しているに止まっているものと推測される。

従って、韓国の矯正施設においては、発達障害を有する者を対象とした特別な処遇プログラムは未だ策定されていない。但し、性犯罪者の中には知的障害者のほか、発達障害のある者が含まれていることが知られているところ、韓国では、性犯罪者に対する認知行動療法としてのコア・プログラムや知的障害のある性犯罪者に対する心理治療プログラムを開発している点では参考になる。

2. 発展・応用可能性のある制度

このように触法性発達障害者に対する特別な処遇プログラム自体はないものの、将来、触法性発達障害の処遇に発展・応用していく基盤となり得る制度があり、参考となる。

とりわけ、韓国では、各矯正管区に精神障害のある受刑者の処遇拠点となる精神保健センターの設置を推進している点は注目に値する。管区内の刑務所に収容されている精神障害受刑者のうち特別の処遇を要する者を調査・診断したうえで選定し、センターに移送して一定期間、集中的な処遇を実施している。さらに、センターには、医師、臨床心理士、社会福祉士等が配置され、1年間に亘り、精神障害のある受刑者に対し認知行動療法を中心とした体系的な処遇を行っている。将来、韓国においても、高機能広汎性発達障害など発達障害に対する理解や診断技術が進めば、こうした処遇体制の中で、発達障害受刑者に対する集中的な処遇を行うことも可能となろう。2か所の精神障害者用医療刑務所（岡崎と北九州）を除くと、各管区に精神障害受刑者に対するこうした組織的・体系的な処遇を行う重点施設のない日本にとって参考となろう。

また、日本にはない保安処分施設たる治療監護所での対応であるが、施設から退所後に帰住先のない者を日本の更生保護施設に相当する施設につなぐことが行われている。こうした対応は、刑務所から釈放される精神障害受刑者についても同様に取られているものと推測される。

対する日本の更生保護施設は、職員の負担や対応能力の限界から、従前、精神障害がある出所者を受け入れることはまれであった。2009年からは、福祉的支援が必要な受刑者のうち希望者には帰住先となる福祉施設等を収容中から調査・調整する特別調整と地域生活定着支援事業が実施されており、特別調整の対象者を受け入れる指定更生保護施設も57施設に上っている。但し、対象となるのは高齢受刑者や精神障害受刑者であり、しかも精神障害は、知的障害者など医学的治療が必

要のない者が中心となっている。

韓国の更生保護施設（韓国法務保護福祉公団）が治療監護所や刑務所から退所した精神障害者を受け入れることができるのは、組織力（全国組織）や最終的な受け入れ先としてのキリスト教系福祉団体の存在など日本と異なる事情もあるものの、治療監護所側が、退所後、更生保護施設等に帰住した仮終了者等を訪問し、服薬指導など事後的なフォローアップを行っているという体制があることも重要な要因であろう。治療監護所は、さらに、希望者については、出所後5年（10年まで延長可）まで、無料で外来診療を行っている

日本でも、民間団体である更生保護施設の受入体制や処遇能力を強化するとともに、国立の自立更生促進センターが、住民の理解を徐々に得ながら、発達障害その他の精神障害のある釈放者の受け入れを可能にしていくことが必要である。

また、韓国の治療監護所のように、退所後の一定期間の保護観察や施設自体のフォローアップが可能となるような法制度が望まれる。日本の刑事施設の場合、仮釈放となつたとしても、短い保護観察期間しか取ることができず、精神障害者の場合、仮釈放が許可されないことが多いため、釈放後のフォローアップが全くない。知的障害のない発達障害者の場合、特別調整の対象にならず、福祉的な支援につながり難い。26条通報も、多くの場合、措置入院につながらず、発達障害の場合は尙更である。

だからといって、日本で保安処分（治療処分）を創設するというわけにもいかないことから、せめて刑事施設から釈放後に一定期間、保護観察を行うことができるような法制度を整備するとともに（2013年に成立した刑の一部執行猶予制度には一定の可能性があるが）、発達障害を含む精神障害のある者に対する治療やケアを行う社会資源と連携を図る体制作りが求められる。

3. 今後の課題

知的障害者以外の発達障害者が韓国の刑務所

や治療監護所にいないという施設側の説明は、発達障害に対する理解の相違からくるものであり、実際には該当者が一定数収容されているものと推測される。

しかし、群山刑務所精神保健センター長が指摘するように、発達障害者のうち比較的軽微な犯罪ないし触法行為を行った者が刑事手続の初期の過程で手続から外されていることも考えられる（ダイバージョン）。

例えば、韓国では、日本同様、検察官には起訴猶予の権限があり、発達障害のある被疑者が起訴猶予で処理されている可能性がある。さらに、韓国には、日本にはない条件付起訴猶予の制度があることから、比較的軽微な触法性発達障害者の刑事责任を追及する代わりに、社会内での治療やケアに振り向けるという使い方も考えられる。

折しも、日本では、2013年10月から障害者や高齢者につき起訴猶予前から更生緊急保護のための事前調整を行っており、起訴猶予処分決定後に更生保護施設や福祉施設に繋ぐという事業が7か所の地方検察庁と保護観察所で試行されている。

そこで、次年度には、韓国における条件付起訴猶予の実情と触法性発達障害者に対する適用可能性を検討したいと考えている。

E. 結論

犯罪（触法）行為を行った発達障害者に対する刑事処分や刑事施設における処遇を比較法的見地から調査することにより、我が国における制度の在り方を模索することを目的として、平成25年度は、韓国の刑務所、少年院、保安処分施設のうち、精神障害者や性犯罪者に対する特別処遇を行っている施設の訪問調査を行った。

発達障害に対する理解の相違から、韓国の矯正施設において発達障害と診断されているのは知的障害者であり、知的障害のない高機能広汎性発達障害の収容者はいないと捉えられている。

従って、知的障害のある性犯罪者に対する心理治療プログラムを除くと、韓国の矯正施設では、

触法性発達障害者に対する体系的な処遇プログラムは策定されておらず、基本的には収容者個々人に対する個別的対応が取られているに止まる。

しかし、医師や臨床心理士等の専門家を配置し、精神障害者の診断・処遇を行うセンターを矯正管区毎に設置するという構想は日本でも検討に値するほか、治療監護所から退所した精神障害者に対し事後的なフォローアップを行うという仕組みは、刑事施設を退所した発達障害者やその他の精神障害者についても、何らかの形で導入することが考えられてよい。

F. 健康危険情報

総括研究報告書に記載

G. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

平成25年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）（精神障害分野）
青年期・成人期発達障がいの対応困難ケースへの危機介入と治療・支援に関する研究
分担研究報告書

英国における発達障害（自閉症スペクトラム障害）の対応困難事例への
治療的介入に関する研究

研究代表者 内山 登紀夫（福島大学大学院人間発達文化研究科）

研究分担者 堀江 まゆみ（白梅学園大学子ども学部）

研究要旨： 英国の ASD 患者のみを対象にした保安病院を訪問し、どのような治療が行われており、どのような支援体制が構築されているかを調査した。治療内容とスタッフトレーニングの方法について焦点をあてて検討した。その結果、治療としては認知行動療法を基本にして、本人に対して障害特性を理解してもらうための心理教育的アプローチ、SPELL アプローチ、TEACCH、応用行動分析、感覚統合療法、音楽療法などが折衷的に用いられていることがわかった。

スタッフトレーニングについては ASD の基本的理解、SPELL、構造化の基本から、大学院レベルの講義、研究方法まで幅広いメニューが準備されていた。研修の方法については院内で行うスタッフトレーニングと、外部機関が行う研修会、DVD 教材、e-ラーニング、大学院の通信教育等を組み合わせた質・量ともに充実したスタッフ教育システムが構築されており、我が国に専門家研修に参考になる点多かった。

A. :研究目的

英国における発達障害、特に自閉症スペクトラム障害の対応困難例への治療的介入の状況とスタッフトレーニングの方法について調査し、日本での施策に役立てる。

Autism Services (バーミンガム) を訪問し、同病院が有する中度保安病棟、軽度保安病棟を見学し、治療的介入の内容、スタッフトレーニングの方法などについて主要なスタッフにインタビュー調査を行った。

B. 研究方法

初年度は触法自閉症スペクトラム障害の治療に特化した ST. Andrew's Specialist

インタビュー調査を行った同病院スタッフと資格・役職は以下の通りである。
Dr. Juli Crocombe, Clinical Director、臨床部門責任者・司法精神科医

Dr. Yvette Bates, Forensic Psychologist (司法心理学者)

Bryan Craig, Lecturer Practitioner (研修担当責任者)

Jackie O'Connell, 作業療法士

Carol Reffin & Belinda Brown, 言語聴覚士

Victoria Valentine, 臨床心理学者

John Taylor & Fiona Box 病棟責任者 (看護師)

St. Andrew's の概要

St. Andrew's は英国最大のメンタルヘルス支援慈善団体 (Charity) であり、

イギリスの 4 か所 (ノーザンプトン、エセ克斯、バーミンガム、ノッティンガムシャー) にセンターがあり 175 年の歴史をもつ。現在、英国においてメンタルヘルス上の問題を持つ人たち、知的障害、自閉症スペクトラム障害、外傷性精神障害を対象とする専門施設を運営している。

臨床部門としてはメンタルヘルス (一般的な精神疾患を対象)、ASD, LD (Learning Disability, 知的障害)、脳外傷、境界性パーソナリティ、進行性神経疾患、ハンチントン舞蹈病、認知症に特化した病棟と PICU を運営している。なお ASD に特化した病棟は 7 病棟ある。

専門家教育にも力をいれており NHS 以外の病院としては英国最大の医学教育機関であり医学実習生、精神科医、関連医療従事者などのための教育研究病院として機能している。入院患者は 4 か所の病院を合計すると青年・成人(男女) 合わせて 1000 人を超える。

イギリス有数の臨床専門医を含む 4000 人のスタッフを擁する。

研究についても力をいれしており、King's College London など複数の大学と連携している。現在、メンタルヘルスにおける標準化リスクアセスメントに関する世界最大規模の研究を実施中である。

St. Andrew's はメンタルヘルス関係者から高く評価されており、2011 年には Health Investor 誌から Third Sector Provider of the Year 受賞し、2012 年 Laing & Buisson から Mental Health Provider of the Year 受賞した。

インタビューを行った Dr. Juli Crocombe は St. Andrew's のバーミンガムの自閉症スペクトラム (ASD) サービスのディレクターであり、同時に 4 施設全体の ASD のケアパスウェイ (クリニカルパス) の臨床部長 (Clinical Director) で、ASD 全体のガバナンスの責任者でもある。

St. Andrew's は各領域のケアパスウェイの責任者と勤務場所は次のとおり (責任者名省略)。

- ・精神疾患ケアパスウェイ 臨床部長 ノーザンプトン
- ・人格障害ケアパスウェイ 臨床部長 エセックス
- ・知的障害ケアパスウェイ 臨床部長 ノーザンプトン
- ・神経精神医学・脳障害ケアパスウェイ 臨床部長 ノーザンプトン新任
- ・ASD ケアパスウェイ 臨床部長 バーミンガム

このように、各領域において臨床の責任者が指名されており、日本よりも専門分化がされているようである。知的障害部門は英国では伝統的に独立した部門であるが、ASD が独立した部門として、ASD に特化したサービスが提供されていることが注目される。

サービス対象者

St Andrew's サービス利用者は、思春期・成人（男女）であるが、ASD サービスは男性のみを対象としている。なお児童は対象としていない。ほとんどが英国精神保健法の下での隔離による治療を行っている。Deprivation of Liberty Safeguards (DOLS 自由の制限に関するセーフガード) が科されている人もいる。DOLS は、精神保健法と Mental Capacity Act (意思決定能力法) を連結したものである。入院については Criminal order による入院がほとんどである。法的根拠としては英国精神保健法第 37 条（強制入院命令）あるいは第 38 条の暫定強制入院命令が大多数をしめるが精神保健法第 3 条（治療収容）の人もいる。刑務所からのトランスファーすなわち第 47 条 & 第 48 条による入院もあり、この場合、99.9% が制限命令(restriction order)付きであり、ほとんどが保安病棟で処遇されている。

ASD 病棟

ASD に特化した病棟はバーミンガムでは軽度保安病棟が 20 床あり、アセスメント & 治療 8 床、リハビリテーション/回復 12 床にわけられている。これとは別に中度保安ユニ

ット（15 床）がある。

ノッティンガムシャーの病棟は主に知的障害と自閉症を対象としており中度保安ユニット（16 床）、軽度保安アセスメント & 治療（15 床）、軽度保安 リハビリテーション/回復（18 床）である。

ASD 病棟における治療内容

多職種が連携して ASD の患者にサービスを提供することを重視している。職種は医師、看護師、ケースワーカーに加えて、司法心理学者(Forensic Psychologist)、臨床心理学者 (Clinical Psychologist)、作業療法士、言語聴覚士、教師（教員資格をもち、成人の教育を担当）がスタッフとして予算化されている。ASD の人に関しては、成人であっても教育が重要であるので、教師も欠かせない存在である。入院患者は週に平均 35 時間の様々な活動に参加する。時間的には作業療法、看護師による指導が 40%、臨床心理学者が単応するのが 10%、多職種チームによる活動が 10%、言語聴覚士が 3 %となっている。

継続的な質管理

臨床部長は、St. Andrew's の ASD の臨床諮問委員会 (Clinical Advisory Group) の委員長を兼ねる。ASD のケアパスウェイに基づき、一貫した質のサービスを担保するために継続的にスーパーバイズを行っている。ケアパスウェイ開発グループ (Care Pathway Development Group) があり、紹介患者のインテークから退院まで、エビデンスに基づいた治療的対応をすることが求められる。サー

ビスをよりアウトカムに焦点を合わせた（outcome focused）ものに改善するための準備をしている。St. Andrew's 管轄の全施設に対して、同じ基準のサービスを提供することを目指している。

均一なケアスタンダード

St Andrew's では、全病棟に対してのケアスタンダードがあり、さらに ASD に特化したケアスタンダード、すなわち、NICE の自閉症ガイドライン（用語解説参照）、自閉症アクレディテーション（用語解説参照）に沿ったものに改善するよう継続した努力を行っている。

エビデンスを基礎としたサービス提供

自閉症サービス全体をエビデンスを基礎としたものにする。そのためには既存のエビデンスだけでなく、St Andrew's 自身のエビデンスを生むための研究を強化する予定である。St Andrew's には、研究のための対象者が十分にいるので、世界の触法自閉症者の支援に役立てる研究を遂行することがミッションの一つである。

将来の展望

St Andrew's では ASD の性に対するサービスが現在ないために、将来は触法 ASD 女性のためのサービスを提供したいと考えている。現在、ASD の女性は知的障害の病棟などで処遇されており、ASD に特化した支援体制が組まれていないことが問題である。問題

点を検討するために CQC (Care Quality

Commission ケアの質委員会) による、知的障害と自閉症の人に対する全体調査が行われた。収集したデータは、IT 担当者が解析し、ASD の女性が知的障害病棟と ASD に特化した病棟のどちらが適しているかを判断するための基礎的データにする。

ASD 犯罪の予防

性加害、放火、サイバー犯罪。ASD の患者で、インターネット犯罪に関わる ASD の人が増えている。St Andrew's には触法 IT 部門 (Forensic IT Department) があり、サイバー犯罪の予防について研究調査を行う予定である。

リスクアセスメント

リスクアセスメントのツールの開発が必要である。HCR-20 (攻撃性の評価) は入院患者全員を対象に行う。これは優れたツールであるが、ASD の特性を評価するには不十分な点があり、改変が必要である。現在ノッティンガムの臨床心理学者が、ASD の患者に適用するために改変すべき点について分析を行っている。性犯罪については The Stalking Risk Profile (SRP)などを使用するが、やはり ASD に適合するように改変が必要である。インターネット犯罪に特化したリスクアセスメントの必要が増している。HCR-20 は個人の犯罪 (personal crime) のリスクアセスメントツールであり、インターネット犯罪と性質が異なり、新たなアセスメントツールが必要である。

アウトカム測定 (Outcome measures)

アウトカムをどのような視点で評価するかについては十分な検討が成されていないし専門家の間でもコンセンサスがない。アウトカムの評価ツールは少ないが、St. Andrew's では Health of the Nation Outcome Scale(HoNOS)（用語解説参照）を使用している。知的障害版はあるが、ASD 版はないために開発する必要がある。

スタッフトレーニング

スタッフトレーニングの基本は ASD の障害特性の理解を重視している。まず中核にあるのは Specific Assessment & Approaches (NICE CG142), Spell Framework (用語解説参照) , Culture of Autism (Mesibov) (自閉症の認知特性を尊重することを強調する立場、TEACCH 部の責任者であった Mesibov の提言) である。

必要な知識として必ず取り上げるのは以下の 7 つのガイダンスである。このガイドラインは他機関によって作成されたものであるが、St. Andrew's の専門家チームによって ASD を支援する上で必須で適切なものを選択した。

1. 自閉症法 2009、Adult Autism Strategy 2010

成人自閉症支援法、成人の支援手段についての国のガイダンス

2. National Autistic Society Autism Accreditation Standard

3. Research Autism Guidance on intervention (Research Autism という英國

の研究団体が出版しているガイダンス)

4. Initiatives endorsed by the National Autistic Society (Socialeyes, UCLA PEERS)

5. DSM-5

特に DSM-5において DSM-IV にはなかつた感覚問題が採用されたことについての説明。ASD における

6. NICE Clinical Guideline 142 (心理社会的介入について強調している)

7. NICE Quality Standard Q551 が使われる。(ASD に関して生活の質を改善するために何を優先すべきかが記載されている)

独自のスタッフトレーニングガイダンス

St Andrews 独自で ASD の専門家から構成する Clinical Advisory Group を構成し、7 段階からなるスタッフトレーニングのためのガイダンスを開発した。以下に、各段階について説明する。

Phase 1:

イントロダクションであり。ASD の理解、コミュニケーション、知的障害、サービスユーザーの視点の講義が、それぞれ 1 時間半行われる。そして 5 日間の「攻撃性と暴力の予防とマネジメント (Prevention & Management of Aggression & Violence (PMAV)) が集中的に行われる。

Phase 2:

ASD の理解がテーマである。
NAS / Tizard Centre pack のモジュール 2